

令和6年度 鹿角市省エネ設備等更新支援補助金

1 事業概要

・エネルギー価格高騰に対応するため、市内事業者の省エネルギー設備等への更新を促進するとともに、省エネルギー診断の実施により、エネルギーを効率的に利用できる体制を整えることで、温室効果ガス排出抑制や水道光熱費の削減を図り、もって脱炭素社会の実現を推進します。

2 事業期間

・要綱施行の日～令和7年3月14日（金）

3 申請の期限

【申請期限】 令和7年1月31日（金）

【実績報告期限】 ① 事業が完了した日から起算して10日を経過した日
② 令和7年3月14日（金）

※ ①、②のいずれか早い日までに報告してください。

※ 実施前に申請し、交付決定を受けてから着手してください。

※ 期限までに実績報告の提出がない場合は、補助金の交付はできません。

(1) 先着順です。
(2) 予算がなくなり次第終了します。
必ず事前にご相談ください。

4 補助対象者

- ・鹿角市内に事業所を有する事業者（暴力団関係事業者、性風俗営業を営む者を除く）
- ・設備の更新等について、他補助金等を活用していないもの

5 対象となる経費

・鹿角市内にある、事業の用に供する**設備等**で、既存の設備等をエネルギー効率の高いものに更新するための設計費、本工事費、付帯工事費、設備費、測量試験費（以下「経費等」）のうち、租税公課及び公官庁に支払う手数料等を除いた費用。

設備等 → ①建物付属設備 ②構築物 ③器具 ④備品 ⑤機械 ⑥装置

※ ①～⑥で二酸化炭素排出量が次のいずれかの要件を満たすものに限ります。

・1トン-CO₂以上の削減効果があるもの

例1) エネルギー削減量 3,000kWh/年×0.000528t-CO₂=1.58t-CO₂

・1トン-CO₂あたりの削減費用が100万円以下のもの（事業費）

例2) 事業費 500,000円÷0.6t-CO₂=833,333円/t-CO₂

対象外 → ①車両 ②運搬具 ③テレビ ④パソコン（サーバ除く） ⑤タブレット

⑥遊技機 ⑦断熱効果を向上する設備 ⑧その他 汎用性・換価性の高いもの

※ 既存設備の更新を目的としているため、新規設備導入は対象外です。

※ 住宅・店舗併用の場合は、事業専用割合等で案分し算出した、事業（店舗）の用に供する設備等の更新経費等を対象とします。

6 補助金額

経費等から特定財源を除いた額の2分の1（1事業者の上限100万円、下限5万円）

※ 1事業者が複数回申請することも可能です（1事業者の上限まで）。

※ 既存設備の下取り代金は特定財源となります。

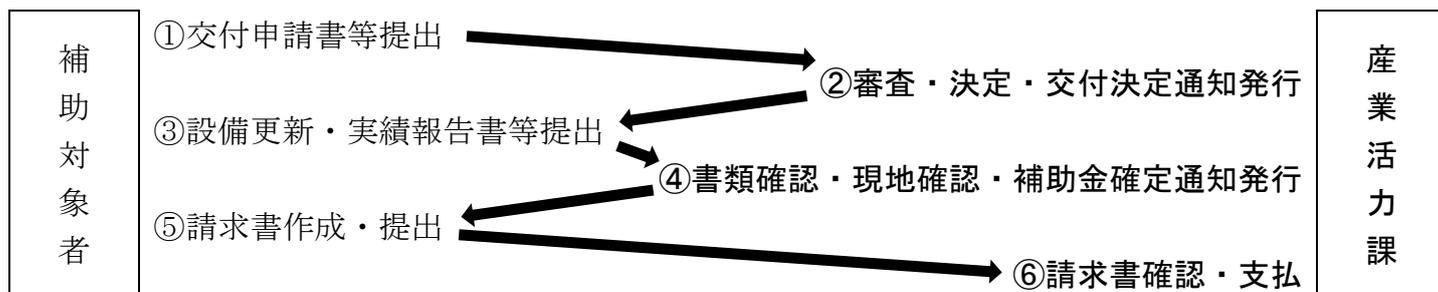
※ 1万円未満の端数は切り捨てます。

7 令和5年度事業からの変更点

- ・添付書類に省エネルギー診断書が必要です。(費用は施設規模により1～2万円程度です。)
- ・省エネルギー診断とは、専門の診断員がエネルギー使用量の確認に加え、明るさや室温を計測することで、具体的な省エネ対策を提案し、診断書として取りまとめたものです。

【事業実施機関】一般財団法人省エネルギーセンター URL:<https://www.eccj.or.jp/>
省エネお助け隊 URL:<https://www.shoene-portal.jp/>

8 交付までの流れ



9 提出書類

◇ 申請時 (① 交付申請書等提出)

- (1) 補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 誓約書 (様式第3号)
- (4) 設備等の更新に係る物件の概略図 (位置図・立面図には設置箇所を表示してください)
- (5) 経費等を確認できる書類 (見積書等) ※割引金額の表示は不要です。
- (6) 既存設備等の規格及びエネルギー効率が確認できる書類
- (7) 更新設備等の規格及びエネルギー効率が確認できる書類
- (8) 省エネルギー診断書 (一般財団法人省エネルギーセンター及び国の補助を受けて当該法人と同等の省エネルギー診断を行うことができると市長が認める実施機関が診断したもの)
- (9) 既存設備等の現況写真 (全景、形式型番、数量が分かるもの)
- (10) 市税に係る納税証明書 (申請の日前3カ月以内に発行されたもの) ※滞納税額のない証明
- (11) 事業を営むことがわかる書類 (所得税・法人税確定申告書の写し等)
- (12) 所有者の同意書 (賃貸事業所及び使用貸借事業所の場合のみ)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

◆ 実績報告時 (③ 実績報告書等提出)

- 【1】 事業実績報告書 (様式第6号)
- 【2】 補助対象経費の支払が確認できる書類 (領収書の写し等)
- 【3】 完成写真 (全景、形式型番、数量が分かるもの)
- 【4】 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

□ 請求時 (⑤ 請求書提出)

- 《1》 請求書 (様式第8号)

10 お問い合わせ・申請書類提出先

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市役所 産業部 産業活力課 ゼロカーボン推進室 (市役所2階)

TEL: 0186-30-0249 FAX: 0186-30-1515

URL: <http://www.city.kazuno.akita.jp>

各種様式は市HPからダウンロードできます。